

ますだ秋まつり出店申込書

2025 年ますだ秋まつり出店規約に同意し、下記のとおり出店を申し込みます。

申込者	住所	〒
	(フリガナ) 氏名	印
現場責任者		印
連絡先電話番号		(日中に連絡が取れる番号)
当日連絡先電話番号		(祭り開催時間中に連絡が取れる番号)
販売品目		※記載した販売品目以外の販売は認めません ※営業許可証のコピー添付
出店希望日		1 3 日 ・ 雨天順延時 1 4 日 (○をしてください)
区画使用料		1 区画あたり申込料 4, 000 円 + 出店料 1 日 15, 000 円
使用区画数 (最大 2 区画まで)		使用区画数区画 申込料 4, 000 × 使用区画数 = 円 出店料 15, 000 円 × 使用区画数 = 円 合 計 円

【申込締め切り】2025 年 7 月 1 0 (目) 必着

出店受理の連絡を受けてから、金融機関 5 営業日以内に区画使用料を指定の口座へ振り込んで下さい。ご入金が確認できない場合は申込取り消しとなります。

配置図(平面図) 保健所関係/消防本部関係

シンク、ガスコンロ、ガスボンベ、消火器、発電機、手洗い場、焼きもの台、収納容器、クーラーボックス等の配置

【注意事項】

法令によりガスボンベと火器(ガスコンロ等)は 2m 以上離し、ガスボンベは転倒しないよう支柱等に括り付けること。

事務使用欄

出店許可連絡	出店料振込確認	備 考
／ ：	／	

従事者名簿 保健所関連

当日の従事者とその役割分担を記入する。

[illegible]

枠が足りない場合はコピーして追加してください。

益田商店会 御中

ますだ秋まつり実行委員会 御中

反社会的勢力排除に関する誓約書

私（当法人）は、下記の事項について誓約をいたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 私（当法人）は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「暴力団員等」という)でないこと、並びに、過去5年間もそうでなかったこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ暴力団員等を利用しないことを誓約する。

①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私（当法人）は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを誓約する。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

⑤その他①から④に準ずる行為

2025 年 月 日

住 所：

名 称：

代表者：（自署）

印

【出店について】(2025 年)

1.出店許可

複数の出店応募があった場合は抽選となります。出店の是非は 7 月 31 日頃にご連絡します。

申込書送付先

〒698-0005 島根県益田市本町 4-20

益田商店会「ますだ秋まつり実行委員会」

※送料は申込者をご負担下さい。

特定記録郵便で郵送してください。

2.区画使用料(ごみ処理費、水道代を含む)及び支払い方法

(申込料 4,000×使用区画数) + (出店料 15,000 円×使用区画数)

※水道は共用ですので、占有してのご使用はできません。節水を心がけて下さい。

出店受理の連絡を受けてから**金融機関 5 営業日以内**に区画使用料を指定の口座へ振り込んで下さい。期日までに入金が確認できない場合は出店取消となります。

お振込先(振込手数料はご負担下さい)

区画使用料振込先

山陰合同銀行 益田東出張所 普通預金 2019626

益田商店会

※振込手数料は申込者をご負担下さい。

3.電源及びテント

各自で用意して下さい。発電機を紹介する事も可能ですのでお問い合わせください。

4.出店場所

別紙のとおり。尚、出店場所の指定はできません。また、このエリアを超えての出店は認めません。

5.出店設営準備及び撤去期間

設営準備 9 月 12 日(金)20 時以降に設営を開始する事。

撤去 9 月 14 日(日)朝 8 時までに撤去完了する事。

※雨天順延時は準備・撤去ともに一日ずらす事。

6.販売時間

15 時 30 分から 21 時。

但し、飲食物の調理は 20 時 45 分まで。

指定時間を超えての販売は認めません。購入待ちへの対応と説明は出店者が行う。

7.消防署、保健所への届出書類

消防法に基づき、露天等の開設届出書を提出しますので、別紙の配置図(平面図)を提出して下さい。

露店の営業許可証を受けている方は証書のコピーを提出してください

8. 感染症予防措置の徹底

感染症予防対策の徹底をお願いします。

- ・発熱等の症状がある者をスタッフとして参加させない。
- ・その他、手洗い手指消毒等基本的な感染症予防の為に必要な措置をとる。

9.問い合わせ先

益田商店会事務局 080-5752-3866 桑原（クワハラ）までご連絡ください。

10.その他

学校敷地内はすべて禁煙です。学校敷地内では絶対にタバコ（電子タバコも含む）を吸わないでください。

車の駐車は1区画当たり乗用車1台分を出店者共有区画に用意しています。

会場への車両の乗り入れは13日15時まで、また21時30分までは会場から出ることはできません。

11.提出書類

必要に応じて署名捺印などを行って下さい。

提出書類	対象者
出店申込書	全ての出店者
反社会的勢力排除に関する誓約書	全ての出店者
露店営業許可書 (コピー・白黒可)	・許可対象の食品を販売する方 ※益田市内で有効な許可書に限る
配置図	・火器類を使用する方（発電機を含む） ・食品販売で露店営業許可書のない方 ・露店営業許可書対象外の食品販売の方
従事者名簿	・食品販売で露店営業許可書のない方 ・露店営業許可書対象外の食品販売の方

★特に注意を促す点

- ・申込料は返金不可
- ・出店料は、雨天中止の時に限り返金あり。
- ・販売禁止品あり。アルコール飲料等、冷菓（カキ氷やアイスクリーム等冷たいお菓子類）、やきそば、わなげゲーム、スーパーボールすくい。
- ・販売品目以外の販売は禁止。
- ・販売する面は固定。変更不可。
- ・1区画当たり乗用車1台分を出店者共有区画に駐車可能。
- ・13日15時まで乗り入れ可能、21時30分まで移動不可。
- ・飲食物製造は20時45分まで。時間厳守。
- ・必ず、出店規約を読んで理解し承諾する事。

出店場所

益田小学校校庭

〒698-0005 島根県益田市本町 7-17

区画サイズ(A から T 共通)

販売面 3.6m 奥行き 3.6m

区画を超えての出店は認めません。

販売面は固定となります。飲食エリア面側です。側面や裏面では販売出来ません。

車の駐車は1区画当たり乗用車1台分を出店者共有区画に用意しています。

会場への乗り入れは15時まで。21時30分までは会場から出ることはできません。

レイアウトイメージ



出店までの流れ

